

# 地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査業務 基本仕様書

## 1 業務名

地方独立行政法人広島市立病院機構会計監査業務

## 2 業務の目的

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「法人」という。）は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第36条の規定に基づき市長が選任した会計監査人から、法第35条の規定に基づく財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に係る会計監査を受け、法第34条第2項の規定に基づく意見書の提出を受けることとされていることから、当該会計監査人に会計監査を委託するものである。

## 3 契約期間

契約締結の日から締結日の属する事業年度の財務諸表についての法第34条第1項の規定に基づく市長の承認の日まで

## 4 業務の内容

受託者は、法人の会計監査人として、次の業務を行う。

- (1) 法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に対して、法令等の規定に基づき行う監査
- (2) 法人監事との連携
- (3) 法人会計についての助言・相談対応
- (4) その他必要と認められる事項

## 5 その他

- (1) 受託者は、実施計画書を契約締結後14日以内に提出すること。
- (2) 受託者は、監査を行う業務責任者及び業務従事者の一覧表を提出し、委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 受託者は、上記(1)及び(2)に定める書類の記載内容に変更が生じた場合には、速やかに委託者に文書で報告し、承諾を受けなければならない。
- (4) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者双方協議のうえ、定めるものとする。
- (5) 受託者は、法改正にも適切に対応すること。